

防整整第18291号
令和7年7月30日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備課長
(公印省略)

設計等技術業務委託契約書第30条の2に係る運用の手引について（通知）

標記について、別冊のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

設計等技術業務委託契約書第30条の2に係る
運用の手引

令和7年7月

防衛省整備計画局施設整備課

目 次

1 趣旨	．．．．． 1
2 用語の定義	．．．．． 1
3 適用対象	．．．．． 2
4 スライド協議の請求	．．．．． 2
5 業務委託料の変更	．．．．． 3
6 残業務の算定	．．．．． 4
7 物価指数	．．．．． 6
8 変更契約の時期	．．．．． 6
9 スライドの併用	．．．．． 6
10 その他	．．．．． 7
(参考)	
全体スライド及びインプレスライドの違い	．．．．． 8
(別図1)	
設計等技術業務委託契約書第30条の2に伴う実施フロー	．．．．． 9
(別図2)	
スライド対象業務の判断基準	．．．．． 10
(様式集)	
設計等技術業務委託契約書第30条の2業務委託料の変更請求等の各種様式	．．． 11～22

1 趣旨

設計等技術業務委託契約書の運用基準について（防整施第7126号。28.3.1）別紙第13項第6号の規定に基づき、必要な細部事項を定める。

近年は設計等技術業務においても建設工事と同様に、履行期間が複数年度にわたる場合があり、賃金水準等の変動又はインフレ等により業務委託料が不適切となることが懸念される。その対処として、設計業務について、賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更の規定を設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）に追加し、その運用基準が設計等技術業務委託契約書の運用基準について（防整施第7126号。28.3.1）別紙第13項第6号に規定されたことから、その細部事項について定めるものである。

受注者と発注者とは対等であるとの考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。契約締結後の賃金水準又は物価水準の変動により当初の業務委託料が不適当となった場合に、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、設計等技術業務委託契約書（以下「契約書」という。）第30条の2（以下「スライド条項」という。）が規定されている。

2 用語の定義

本運用における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 契約書 | 設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）別添に定められたものをいう。 |
| (2) スライド | 契約書第30条の2に規定する賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更をいう。 |
| (3) 全体スライド | 契約書第30条の2第1項から第4項までに規定する賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更をいう。 |
| (4) インフレスライド | 契約書第30条の2第5項に規定する急激なインフレーション又はデフレーションによる業務委託料の変更をいう。 |
| (5) スライド協議 | 発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議を行うことをいう。 |
| (6) スライド額 | スライドによる業務委託料の変更額をいう。 |
| (7) 請求日 | スライド変更の可能性があるときに、スライド協議を請求した日をいう。 |
| (8) 基準日 | 請求のあった日を基本とし、これにより難しい場合は、請求日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。 |
| (9) 残業務 | 基準日までの出来形部分を除いた業務をいう。 |

3 適用対象

技術業務のうち、設計等技術業務委託契約書を適用する業務であり、残業務の履行期間が基準日から2月以上ある業務を適用対象とする。ただし、全体スライドを適用する場合は、業務の履行期間が12月を超える業務に限る。

4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、インフレスライドの場合、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

全体スライドの請求は、賃金水準、物価水準の変動理由により契約締結の日から12月を経過した後に変更請求が可能とする。

基準日について、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

請求日について、履行期間の終期が基準日から2月以上必要であることに留意すること。

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、別紙様式1-1、1-2、1-3又は1-4を参考に書面により行うこととする。また、インフレスライドの場合、スライド実施後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残業務の履行期間が新たな基準日から2月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

スライド額協議開始日について、発注者は、受注者に聞き取りの上、スライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に別紙様式2により通知する。

スライド額協議開始日は、基準日以降に、スライド対象範囲の協議、出来形数量等の確認やスライド額の算定をする必要があるため、これらの作業に要する日数を考慮して設定する。

実施フローについて、別図1「設計等技術業務委託契約書第30条の2に伴う実施フロー」を参照する。

全体スライド条項は、契約後12月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合に実施でき、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合に実施できる中間修正的な変更であり、直接人件費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。

5 業務委託料の変更

- (1) スライド額は、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち、変動前残業務委託料の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) スライド額は、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務及び設計意図伝達等業務については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う諸経費及び技術経費、また、特別経費で個別に積み上げる費用、土木工事に係る設計業務については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う直接経費、その他原価及び一般管理費等、また、直接経費で個別に積み上げる費用、測量業務については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う直接測量費、諸経費及び測量調査費、また、直接測量費で個別に積み上げる費用、地質調査については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う直接調査費、間接調査費、諸経費及び解析等調査業務費、また、直接経費及び間接調査費で個別に積み上げる費用の変更について行われるものであり、歩掛の変更は考慮しない。

- (3) 増額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{増}}$: 増額スライド額

P_1 : 設計費等から基準日における出来形部分に相応する設計費等を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

K : 落札率

α : 消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る増額スライド額の算定式は共通である。

- (4) 減額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{減}}$: 減額スライド額

P_1 : 設計費等から基準日における出来形部分に相応する設計費等を控除した額

P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

K : 落札率

α : 消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る減額スライド額の算定式は共通である。

変動前残業務委託料の100分の1は、増額の場合は受注者、減額の場合は発注者の負担割合とする。なお、受注者の負担割合である「100分の1」とは、契約書第34条の「不可抗力による損害」に準拠し、受注者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められたものである。

スライド額は、建築工事及び設備工事の設計業務については、業務人・時間数の算定に係る係数及び業務細分率の、土木工事の設計業務については、歩掛の変更は考慮しないで算出する。

特別経費及び直接経費等の算定について、個別に積み上げる費用の計算の場合、出来形部

分に相応する費用（基準日以前の単価）に残業務部分に相応する費用（基準日時点の単価）を加算した額から、出来形部分に相応する額を控除した額とする。また、積み上げを除く直接経費等の計算の場合、出来形部分に相応する直接経費等（基準日以前の単価）と残業務部分に相応する直接経費等（基準日時点の単価、スライド後の変更増含む）を加算した直接経費から、出来形部分に相応する直接経費を控除した額とする。

スライド請求を複数回行う場合のスライド額算出も同様に算定するものとする。なお、その場合、基準日における業務委託料には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

複数回スライドを行う場合の受発注者負担額は、複数回スライドの請求がある場合でも受発注者負担額は同率で控除する。何回目のスライドであっても、残業務委託料から100分の1の範囲内については、受発注者のリスク負担である。

インフレスライド協議完了後、若しくは、同時に設計変更を行う場合は、基準日時点の単価で算出する。

スライド協議の結果、スライド額が対象業務費の100分の1を超えないためにスライドの適用が認められなかった業務において、協議以降に設計変更を行う場合の単価は、基準日以前の単価により算出する。

6 残業務の算定

(1) 基準日における残業務を算定するために行う出来形数量の確認

各技術業務の基準日における出来形数量の確認方法を以下に示す。なお、実施設計の場合、基準日時点における出来形の判断は、設計がどの段階（着手前、30%、60%、90%、100%）の図面を作成中なのかで判断することとし、その算出方法は、次のウ、エ、オによる。

ア 測量業務、地質調査、設計意図伝達等業務及び最適化事業におけるECI方式の交渉等技術資料作成業務については、基準日までの業務人日数等を積み上げて算出する。

イ 基本設計、基本検討などの業務については、基準日までに検討を開始している項目は、出来形分とし、未着手の検討項目を残業務とする。なお、現地調査、交通費など、基準日時点で明確に数量を積み上げることが可能な項目は、基準日までに実施した数量を積み上げる。

ウ 土木工事に係る実施設計業務については、基準日時点で、どの段階（着手前、30%、60%、90%、100%）の図面作成中かをもって判断し、各段階での積算数量の積み上げ業務人日数にて算出する。なお、現地調査、交通費など、基準日時点で明確に数量を積み上げることが可能な項目は、基準日までに実施した数量を積み上げる。

エ 建築工事に係る設計業務については、基準日時点で、どの段階（着手前、30%、60%、90%、100%）の図面作成中かをもつて判断し、表1に示す、各段階での業務進捗率により算出する。なお、現地調査、交通費など、基準日時点で明確に数量を積み上げることが可能な項目は、基準日までに実施した数量を積み上げる。

オ 設備工事及び通信工事に係る設計業務については、基準日時点で、どの段階（着手前、30%、60%、90%、100%）の図面作成中かをもつて判断し、表2に示す、各段階での業務進捗率により算出する。なお、現地調査、交通費など、基準日時点で明確に数量を積み上げることが可能な項目は、基準日までに実施した数量を積み上げる。

表1 建築工事に係る設計業務の進捗率

設計の進捗状況	業務進捗率	残業務率
30%図面段階	25%	75%
60%図面段階	45%	55%
90%図面段階	75%	25%
100%図面段階	100%	0%

表2 設備工事及び通信工事に係る設計業務の進捗率

設計の進捗状況	業務進捗率	残業務率
30%図面段階	10%	90%
60%図面段階	40%	60%
90%図面段階	70%	30%
100%図面段階	100%	0%

- (2) 基準日以降の残業務をスライドの対象とする。また、基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている内容についても、スライドの対象とする。
- (3) 土木工事に係る設計業務、測量業務、地質調査及び最適化事業におけるECI方式の交渉等技術資料作成業務における直接経費等、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務及び設計意図伝達等業務における特別経費で個別に積み上げる費用についても出来形数量として取り扱うことができる。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量について、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

基準日における設計業務の出来形数量等の確認については、本項に基づき主任監督官等が実施することを基本とする。

設計業務の出来形数量等の確認は、基準日において項目（建物）ごとに該当する設計の進捗状況の段階に着手済又は未着手で判断するものとする。増額スライドにおいては基準日時

点で該当する設計の進捗状況の段階に着手している場合は残業務に含めず、減額スライドにおいては基準日時点で該当する設計の進捗状況の段階が未完了の場合は残業務に含めるものとする。設計の進捗の判断は、各進捗状況の段階（着手前、30%、60%、90%、100%）における図面を作成中なのかで判断するものとする。（別図2を参照。）

設計業務における業務進捗率を用いた出来形数量等については、直接人件費の業務人日数から個別に積み上げることとした業務人日数を除した業務人日数に対し、業務進捗率を乗じることによって算出するものとする。

なお、測量業務、地質調査、設計意図伝達等業務及び交渉等技術資料作成業務の出来形数量等については、基準日における実施済数量（実施人工数）を基に確認する。

現地調査の旅費等、設計の出来形として確認できない数量については、打ち合わせ議事録等の記録で出来形数量等の判断をするものとする。

出来形数量等の確認時期について、監督官は、請求日から14日以内に出来形確認を行う。

7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき、双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

積算に使用する単価は、設計業務委託等技術者単価、物価資料、建設機械等損料表等の単価とする。

8 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、設計図書等を変更する際に行うことができる。

9 スライドの併用

スライドを実施した後であっても、以下の条件を満たした場合には、再度スライドをすることができる。

- (1) 全体スライドの請求は、同スライド又はインフレスライドを実施した後であっても、スライドの適用から12月を経過すれば請求することができる。
- (2) インフレスライドの請求は、同スライド又は全体スライドを実施した後であっても、請求することができる。
- (3) 前項(1)及び(2)の適用に当たっては、基準日以降の残業務期間が2月以上ある場合に限るものとする。

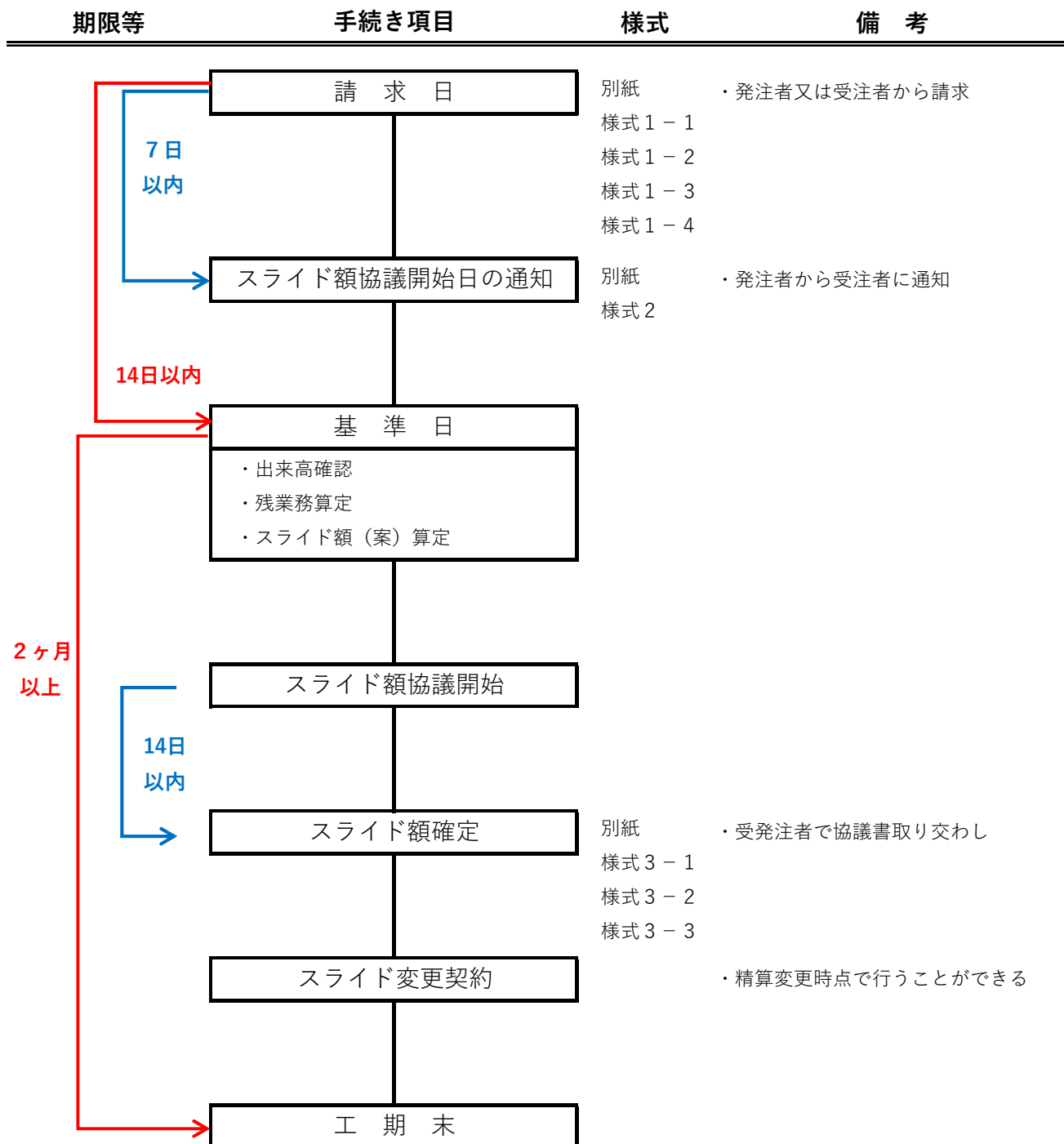
10 その他

本通知の実施にあたり疑義が生じた場合には、整備計画局施設整備課長と協議するものとする。

(参考) 全体スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第30条の2第1～4項)	インフレスライド (契約書第30条の2第5～6項)
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
対象	契約締結の日から12月経過後の 残業務量に対する賃金等	基準日以降の残業務量に対する賃金等
受発注者の負担	残業務費の100分の1	
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12月経過後に 適用可能)	可能

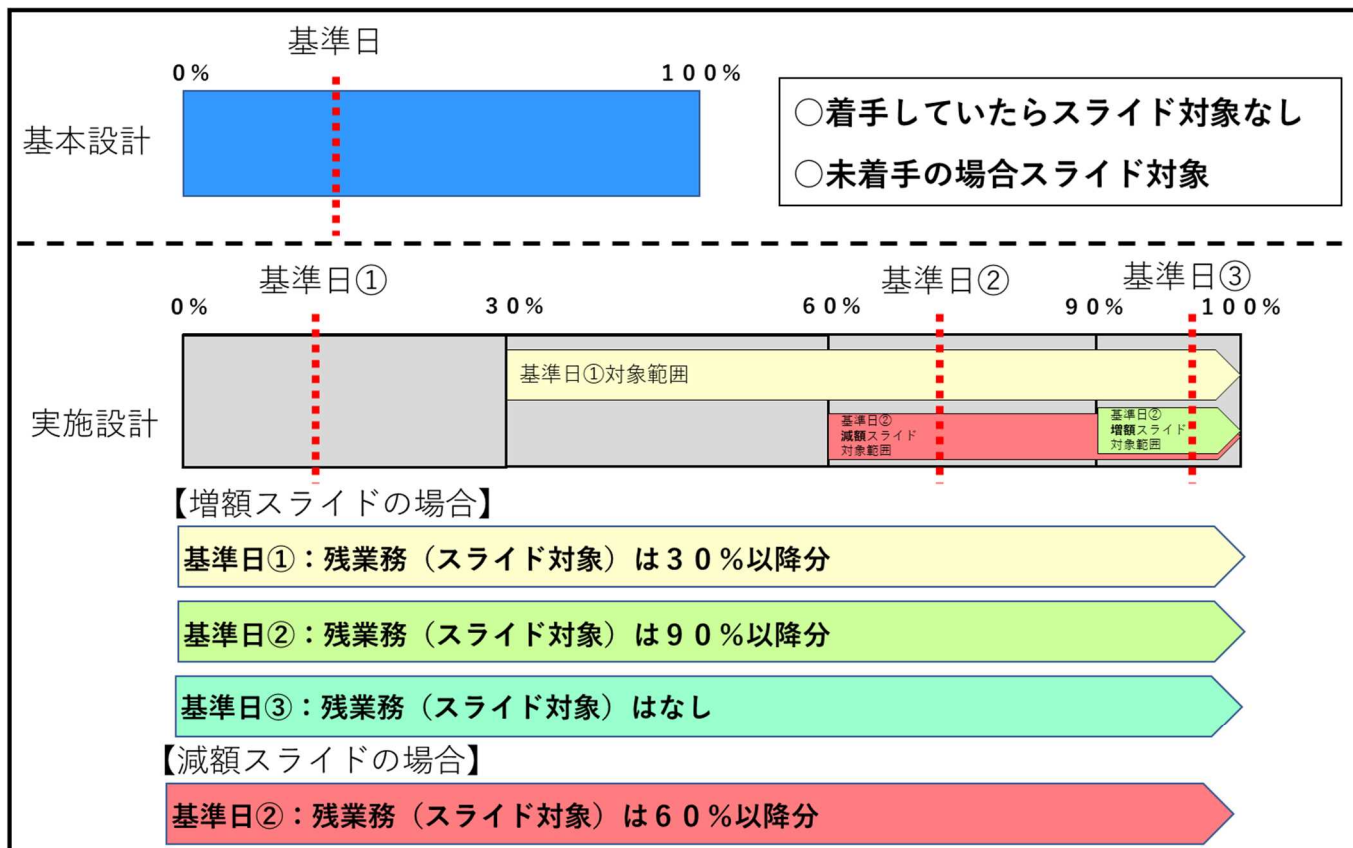
設計等技術業務委託契約書第 30 条の 2 に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 設計等業務委託契約書第 30 条の 2 の運用及び本手引きで規定

設計業務におけるスライド対象業務の判断基準



なお、測量業務、地質調査、設計意図伝達業務及び交渉等技術資料作成業務については、基準日までの出来形に応じて残業務量を算出する

様式集

設計等技術業務委託契約書第30条の2
業務委託料の変更請求等の各種様式

[受注者からの請求]

(別紙様式1-1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第1項に基づく業務委託料の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇設計については、賃金水準等の変動により、設計等技術業務委託契約書第30条の2第1項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1	業務委託料(税込)	¥
2	履行期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3	希望基準日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4	履行場所	〇〇県〇〇市
5	変更請求概算額(税込)	¥
6	概算残業務委託料(税込) 概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形部分に相応する業務委託料を控除した額	¥

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[受注者からの請求]

(別紙様式1-2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第5項に基づく業務委託料の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇設計については、賃金水準等の変動により、設計等技術業務委託契約書第30条の2第5項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1	業務委託料(税込)	¥
2	履行期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3	希望基準日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4	履行場所	〇〇県〇〇市
5	変更請求概算額(税込)	¥
6	概算残業務委託料(税込) 概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形部分に相応する業務委託料を控除した額	¥

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

(別紙様式1-3)

令和 年 月 日

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第1項に基づく業務委託料の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇設計については、賃金水準等の変動により、設計等技術業務委託契約書第30条の2第1項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

1	業務委託	¥
2	履行期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3	希望基準日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4	履行場所	〇〇県〇〇市
5	変更請求概算額(税込)	¥
6	概算残業務委託料(税込) 概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形部分に相応する業務委託料を控除した額	¥

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

(別紙様式1-4)

令和 年 月 日

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第5項に基づく業務委託料の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇設計については、賃金水準等の変動により、設計等技術業務委託契約書第30条の2第5項の規定に基づき業務委託料の変更を請求します。

記

- | | | |
|---|--------------|--------------------------------|
| 1 | 業務委託 | ¥ |
| 2 | 履行期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | 希望基準日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 履行場所 | 〇〇県〇〇市 |
| 5 | 変更請求概算額(税込) | ¥ |
| 6 | 概算残業務委託料(税込) | ¥ |
- 概算残業務委託料とは、業務委託料から希望基準日における出来形部分に相応する業務委託料を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第7項に基づく協議の
開始の日について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった標記について、設計等技術業務委託契約書第30条の
2第7項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 業 務 の 名 称 〇〇〇〇〇設計
- 2 スライド額協議開始日 令和 年 月 日
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)

令和 年 月 日

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第2項及び3項に基づく
業務委託料の変更について（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった設計等技術業務委託契約書第30条の2第2項に基づく
業務委託料の変更について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ提出願います。

記

- 1 業 務 の 名 称 〇〇〇〇〇〇設計
- 2 スライド変更金額 (増) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
- 3 基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

承 諾 書

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった下記業務の設計等技術業務委託契約書第30条の2第2項及び第3項によるスライド変更金額に異存ありませんので、承諾します。

記

- 1 業務の名称 〇〇〇〇〇〇設計
- 2 スライド変更金額 (増) ¥
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
- 3 基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-3)

令和 年 月 日

〇〇設計 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

設計等技術業務委託契約書第30条の2第2項及び第3項に基づき
業務委託料の変更について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあった設計等技術業務委託契約書第30条の2第2項に基づく
業務委託料の変更について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 業務の名称 〇〇〇〇〇〇設計
- 2 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 3 理由 スライド額が業務委託料(税込)の100分の1を超えないため

※別紙様式1-1、1-2、1-3、1-4、3-1、3-3の添付資料

スライド調書

業務の名称	
業務委託料	円(税抜)
	円(税込)
積算価格	円(税抜)
	円(税込)
履行期間	自) 令和 年 月 日
	至) 令和 年 月 日
基準日	令和 年 月 日
出来形部分に相應する業務委託料	円(税抜)
残業務委託費(P ₁)	円(税抜)
変動後残業務委託費(P ₂)	円(税抜)
スライド額	円(税込)

